名称　神戸第八防波堤灯台
位置
所在地　阪神港神戸区（第八防波堤外端）
北緯　三四―三九―〇三
東経　一三五―一五―〇六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで二・五メートル　平均水面上から灯火まで五・三メートル
変更年月日　平成二十八年九月十六日

名称　長手埼灯台
位置
所在地　石川県珠洲市（長手埼）
北緯　三七―二七―〇二
東経　一三七―二一―三八
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十八年九月十七日

名称　鵜飼港東防波堤灯台
位置
所在地　石川県珠洲市（鵜飼港東防波堤外端）
北緯　三七―二四―〇二
東経　一三七―一四―五一
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十八年九月十七日

名称　酒田港第二北防波堤南灯台
位置
所在地　山形県酒田港（第二北防波堤南端）
北緯　三八―五六―二七
東経　一三九―四七―二七
変更年月日　平成二十八年九月二十六日

名称　大間港北防波堤北灯台
位置
所在地　青森県大間港（北防波堤北端）
北緯　四一―三二―〇九
東経　一四〇―五四―一七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
変更年月日　平成二十八年九月二十八日

名称　下関南東水道第二号灯浮標
位置
所在地　本山岬（山口県山陽小野田市）の西方約九・〇キロメートル
北緯　三三―五五―三八
東経　一三一―〇四―五八
変更した事項
位置　正規位置の三〇五度約四〇〇メートル
変更年月日　平成二十八年九月二十八日
記事　一時変更

名称　松ケ崎灯台
位置
所在地　秋田県由利本庄市（松ケ崎）
北緯　三九―三〇―〇九
東経　一四〇―〇二―四六
変更した事項
業務休止
変更年月日　平成二十八年九月二十九日
記事　一時変更

○東北地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北秋田市坊沢字横道街道下一番一三から大館市川口字隼人岱一六六番一まで	前	BA　一一・六一～一一〇・〇六メートル	一二・三七六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一一・六一～一一〇・〇六メートル	一二・三七六キロメートル	
		BA　一一・六一～二九八・九四メートル	一四・四六三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北秋田市脇神字高森堂ノ上八九番一から大館市櫃崎字出川道上二三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	二〇・二〇～四七・五〇メートル	〇・三八六キロメートル
	後	二〇・二〇～四七・五〇メートル	〇・三九一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで	前	二〇・二〇～四七・五〇メートル	〇・三八六キロメートル
	後	二〇・二〇～四七・五〇メートル	〇・三九一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十一日

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七号　新発田市小舟町三丁目三〇三番一から同市小舟町三丁目六四四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十一日